

公 告

武雄市新文化施設エリア整備基本計画策定業務委託について、公募型プロポーザル方式で委託業者の選定を行いますので、提出方法及び受付の期間を次のとおり公告します。

令和 4 年 5 月 1 6 日

武雄市長 小 松 政



1 業務の概要

- (1)発注機関 武雄市（こども教育部 文化課 新文化会館整備準備室）
- (2)業務名 武雄市新文化施設エリア整備基本計画策定業務
- (3)業務内容 別添「仕様書」のとおりとする。ただし、仕様書は、委託業者が業務成果として求める最低限の内容を示すものであり、契約時、特定された企業等の技術提案内容に応じて仕様を変更することがある。
- (4)業務予定期間 契約締結日から令和5年2月17日まで
- (6)予算額 9,900,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 参加資格に関する事項

本業務に参加を希望する者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1)令和3年度及び令和4年度入札参加資格審査申請書を武雄市に提出し、登録されていること。
- (2)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当するものでないこと。
- (3)武雄市暴力団排除条例第2条第1号から同条第4号までに規定するものでないこと（佐賀県暴力団排除条例第2条第2号から同条第4号までに該当するものでないこと。）
- (4)佐賀県及び県内市町の委託業務に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5)会社更生法（平成14年法律154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申し立てをしたものでないこと。ただし、更正手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けたものを除く。
- (6)委託候補者として選定された場合、委託期限内に当該業務の履行完了が可能な体制にあり、一級建築士の資格を有した者が参加表明の提出者の組織に所属しており、本業務に確実に配置できること。

(7) 平成24年4月1日以降に文化施設の基本計画策定業務を受注し、完了した元請の実績を2件以上有する者。(設置主体の公・民は問わない。)

### 3 参加希望者提出書類

#### (1) 参加希望者提出書類

- ・参加表明書(様式1-1)
- ・誓約書(様式1-2)

#### (2) 審査提出資料

##### (ア)

- ・提案書(様式3-1~6)
- ・提案書表紙(様式3-1)
- ・事業実施体制(様式3-2)
- ・予定担当者の経歴等(様式3-3)
- ・同種業務実績表(様式3-4)
- ・具体的な事業展開(様式3-5)
- ・市民意見の聴取方法(様式3-6)

##### (イ)

事業所概要(任意様式、企業パンフレット等でも可)

##### (ウ)

見積書及び積算書

### 4 受付期間等

#### (1) 参加希望者の受付期間

令和4年5月16日から令和4年6月3日(休日除く)9時から17時まで

#### (2) 業務に係る説明会の実施

令和4年5月24日14時から 武雄市文化会館ミーティングホール

本説明会に関する申込は、申込書(様式2-1)にて令和4年5月20日までに電子メールで提出すること。

#### (3) 審査書類の受付期間

令和4年6月20日(休日除く)9時から17時まで

#### (4) 受付場所

〒843-8639

武雄市武雄町大字昭和12-10

武雄市 こども教育部 文化課 新文化会館整備準備室

電話番号 0954-23-9181

#### 5 審査の実施方法

審査は、適正な参加表明のあった者（以下「参加者」という。）の中から、選定委員会において、原則として、参加者からそれぞれの提案内容の説明（プレゼンテーション）を受け、提案内容等を下記の事項について総合的に審査し、委託候補者を選定する。

なお、参加者が6者以上あった場合は、書類による一次審査を行い、上位5者によって二次審査を行う。

##### (1) 審査項目

- ・同種業務実績
- ・業務遂行体制
- ・見積書の妥当性
- ・業務実施手法
- ・企画提案内容 等

##### (2) 一次審査（書類審査）

企画提案書等による書類審査を行う。

審査結果については、令和4年6月下旬に、当該審査を行った全参加者に対し、文書にて通知する。また、文書の通知と併せて電子メールを送信する。

##### (3) 二次審査（プレゼンテーション審査）

一次審査（書類審査）を通過した者に対して、プレゼンテーション審査を行う。

プレゼンテーション審査における使用機器は参加者において、審査会場は市においてそれぞれ手配する。

なお、二次審査は令和4年6月下旬から7月上旬の予定とし、会場、方法、時刻等については、別途通知する。

## 6 候補者選定結果の通知について

(1) 令和4年7月上旬までに最も適した候補者を選定し通知を行う。また、選定した者と契約額等の協議成立後、随意契約を締結する。

(2) 選定されなかった者に対しては、理由等を明記し通知を行う。

なお、通知した日の翌日から5日（休日除く）以内に書面により選定されなかった理由についての説明を求めることができる。

上記の説明を求められた発注者には、説明を求めることができる最終日から起算して5日（休日除く）以内に書面により回答する。

## 7 その他

(1) 本業務に要した経費の報酬は、無償とする。

(2) 提案書等の著作権は参加者に帰属するが、公表等の無償使用について参加者は承諾するものとする。

(3) 提出期間以降における提出書類の差し替え及び再提出は認めない。また、書類提出に記載した技術者は、特別な場合を除き変更できない。

(4) 提出された書類等は返却しない。

(5) 問い合わせ

本業務に関する質疑等は、書面（様式2-2）にて令和4年5月30日までに電子メールで問い合わせること。

（問い合わせ先）

武雄市 こども教育部 文化課 新文化会館整備準備室

電話番号：0954-23-9181      FAX：0954-23-7585

E-mail : bunka@city.takeo.lg.jp

（質疑に対する回答）

質疑書を受理した場合、速やかに書面、電子メールで回答する。